

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁告示第十二号）」の概要

- 1 国税関係法令に係る手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用する方法により行う場合におけるファイル形式については、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式（平成三十年国税庁告示第十四号）」により定めていた。

令和5年度税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等が創設されたことに伴い、ファイル形式を定める根拠規定が新たに追加されたことを踏まえ、従来の国税庁告示を廃止し、国税関係法令に係る手続等について電子情報処理組織又は電磁的記録を使用する方法により行う場合におけるファイル形式に係る国税庁告示を改めて制定したものである。

- 2 この告示は、令和7年6月12日から適用する。ただし、第一項第三号、第三項及び第五項の規定並びに附則第三項の規定は、令

和7年9月16日から適用する。

- 3 令和7年6月12日から令和9年12月31日までの間における第一項第四号及び第八号、第二項第五号、第四項第三号並びに第六項第三号の規定の適用については、これらの規定中「PDF形式又はJPEG形式若しくはJPG形式」とあるのは、「PDF形式」とする。
- 4 令和7年9月16日から令和9年12月31日までの間における第三項第四号の規定の適用については、同号中「PDF形式又はJPEG形式若しくはJPG形式」とあるのは、「PDF形式」とする。